

容量市場 実効性テスト説明会 Q & A

NO	Q	A
1.	<p>実効性テストはネガワット調整金が発生する認識ですが、発動指令電源提供事業者（ネガワット事業者）から小売電気事業者へのネガワット調整金に関する協議申し出が行われているか否かは貴機関にて確認頂けるのでしょうか？</p>	<p>ネガワット調整金は、小売電気事業者とアグリゲーターとの間に生じる費用と便益の不一致を調整するべく、アグリゲーターが小売電気事業者に対して支払う金額であり、小売・アグリゲーター双方で合意すべき内容のため、本機関が関与する内容ではございません。</p>
2.	<p>FIT 適用施設の場合、実効性テスト時の予定バイオマス比率と実受給年度に提出する上限に多少の乖離があっても良いのか？</p>	<p>現時点で予定されている比率の登録をお願いいたします。乖離の状況によっては、その理由を求める場合がありますので、ご注意ください。</p>
3.	<p>電源等リストに添付する需要家との合意書等については、発電者として託送契約等を結んでいる主体であればよく、発電設備そのものの所有者でなくても良いか？</p>	<p>需要家との合意書は、需要抑制を実施する場合に提出していただきます。需要家との合意の上、合意書を提出してください。 発動指令電源は、合意したことが分かる書類の提出は原則不要ですが、電源の所有者との合意が前提となります。</p>

<p>4.</p>	<p>容量市場業務マニュアル P44 の記載事項について 注 2：4 日間の選定方法について</p> <p>DR 実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合、DR 実施日から最も遠い 1 日を除外した 4 日間の接続供給電力量を利用します。ただし、4 日分に満たない場合、DR 実施日から過去 30 日以内の DR 実施日のうち、DR 実施時間帯の平均需要量が最も大きい日を加えた 4 日間の接続供給電力量の平均値を算定された値とします。それでもなお 4 日未満の場合は、平均需要量が総平均値の 25%未満の日から平均需要量が多い日から順に充当する。平均値が同じ日が複数ある場合は、発動日から最も近い日を対象とする。</p> <p>⇒4 日間に満たない場合、DR 発動日を加えるとありますが、DR 発動日の使用電力量が他の日より低い場合（25%を下回った場合）は対象日から除かれる認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識の通り、DR 発動日を加える場合でも、平均需要量が総平均値の 25%未満であれば、対象日から除かれます。</p>
<p>5.</p>	<p>ネガワット供出分の運用者について</p> <p>需要家に供出してもらったネガワット分 (kWh) を A C (アグリゲーションコーディネーター) ではなく、R A (リソースアグリゲーター) が市場供出するなどのオペレーションを担うことについて、特段問題ないものと考えておりますが、その認識でよろしいでしょうか。</p> <p>もしご懸念される問題点等ございましたら、ご教授頂きたいいたします。</p>	<p>適切に市場への入札が実施可能であれば、特段問題ありません。</p> <p>発電販売計画・需要調達計画・需要抑制計画の提出主体につきましては、事業者間で協議して決定してください。</p>

6.	<p>電源等リスト提出時にお客さまとの合意書の提出が必要と規定されておりますが、合意書のひな形はございますでしょうか。ひな形がない場合はどういった資料をご提出させて頂ければよいでしょうか。</p>	<p>合意書のひな形はございませんので、事業者と需要家の間で、容量市場への応札に関する合意が確認できる書類をご用意ください。</p>
7.	<p>需給調整市場においては、ベースラインは需要家とアグリゲータの間で任意に取り決めることが出来る、とされています。容量市場においても、今後同様の改定があるでしょうか。</p> <p>また、その場合、属地 TSO に当該のベースラインを提出、承認頂く必要があるのではないのでしょうか</p>	<p>容量市場において、記載のような改定の議論はされておられません。</p> <p>実効性テストおよび実需給期間中の算定については、対象実需給年度 2024 年度の募集要綱に記載のとおり、代替ベースラインは対象外としています。</p>
8.	<p>説明会資料 P17 電源リストの変更期間は 2023 年 10 月から 2024 年 2 月 10 日までの誤りではないか</p>	<p>p17 に記載されている通り、「2023 年 10 月から 2025 年 2 月 10 日まで」が正しい記載となります。実需給期間中でも電源等リストは変更可能ですので、上記の変更期間となります。</p> <p>電源等リストの変更申込は毎月 10 日に締め切り、当月中に審査結果を通知します。前月 11 日～当月 10 日までの期間に申込まれた、かつ、書類等に不備がない場合、最短で翌月 1 日から変更済みの電源等リストが有効となります。</p>
9.	<p>本件説明会について、過去の説明会同様動画の配信はなされるか</p>	<p>以下の URL にて、本説明会動画を公表しております。</p> <p>https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html</p>

10.	<p>発動指令電源(需要抑制)を容量市場に入札する場合、自社が接続供給契約を結んでいる需要家の需要を抑制する場合でも、ネガワット事業者として属地 TSO との「需要抑制量調整供給契約」を結び、発動指令テストの際は需要抑制計画を提出することが必須でしょうか。</p> <p>もしくは、需要調達計画の自社需要計画を抑制した(指令量分下げた)計画を提出するだけでもよいでしょうか。</p>	<p>類型 1-1 の場合においても、需要抑制した分について適切に発電販売計画、需要調達計画に反映してください。</p>
-----	---	--